

経営者の
ための

特例

事業承継

最新保存版

経営者が「贈与特例」適用
を獲得するための計画書

現役税理士が
ポイントを
解説する

贈与
税
とは

はじめに	3
特例事業承継税制のポイント	4
1. 特例の対象となる株式数の制限の撤廃	4
2. 納税が猶予される割合	4
3. 雇用確保の要件の実質的な廃止	4
4. 複数の贈与者等からの贈与	4
5. 受贈者である後継者の拡大	4
6. 相続時精算課税制度の対象の拡大	5
7. 特例承継計画の提出	5
特例事業承継税制の注意点	6
1. 必要な贈与株式数	6
2. 特例後継者となるためには	7
3. 特例贈与者	7
4. 特例認定贈与承継会社	7
5. 特例適用の期限	8

現在中小企業の経営者の高齢化は日本社会で大きな問題となっています。中小企業庁の調べによると、今後10年の間に平均引退年齢である70歳を超える中小企業の経営者約245万人の半数以上が事業承継の準備ができていないようです。

経営者の高齢化は、中小企業の設備やIT、人材への投資の低下を招くのみならず、このままだと中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れがあります。

これらの問題の解決の支援のため、昨年少小企業の事業承継税制について抜本的な改正がされました。

この新税制は、従来に比べ対象になる株式数や猶予される割合など多くの部分で、従来の制度に比べ拡大優遇された部分があります。一方、贈与の順序などをまちがえると適用ができなくなるケースもあるため、注意を必要とすることも多くあります。

経営者の皆様が今まで築き上げてきた会社が、次世代にしっかりと引き継がれるための手段として、導入された新事業税制について是非ご理解を深めてください。



📖 特例事業承継税制のポイント

1. 特例の対象となる株式数の制限の撤廃

今回導入された事業承継の特例制度では、今まで総株式の2/3までしか猶予の対象にされていなかった対象株式数について、その制限が撤廃され全株式数が猶予の対象にされることとなりました。

2. 納税が猶予される割合

特例制度では、贈与税・相続税ともに納税が猶予される割合が100%になり、制度を受ける方の負担が軽減されました。

3. 雇用確保の要件の実質的な廃止

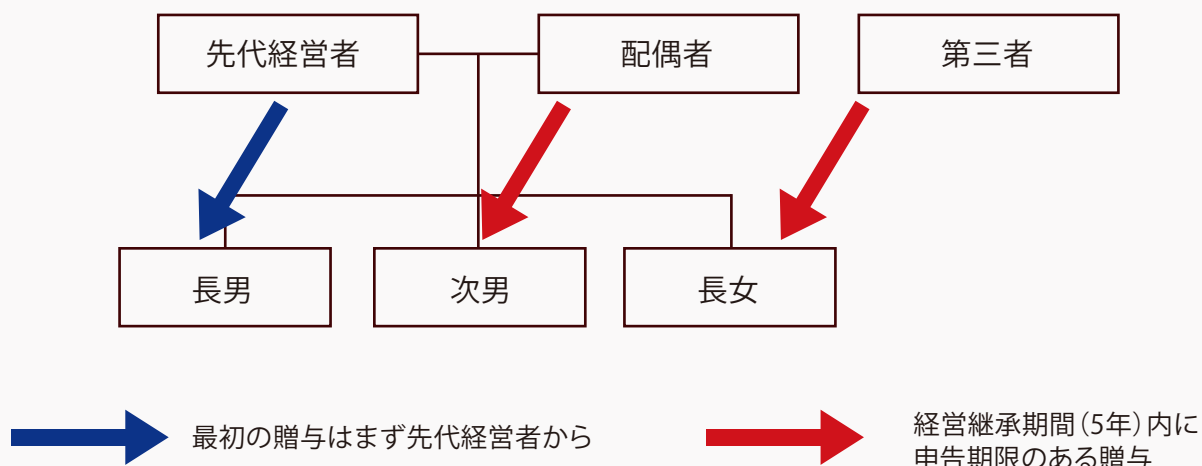
今まで納税猶予に必要とされていた、経営承継期間(5年間)の従業員の雇用について平均80%を確保することとされていた要件が、実質的に廃止されることになり、生産性向上に取り組んでいる会社だけでなく、従業員の高齢化や人手不足が問題となっている会社でも、この特例の導入について検討しやすくなりました。

4. 複数の贈与者等からの贈与

特例制度では、会社の代表者だけでなく特例承継期間内の他の複数の者からの贈与等についても特例の対象となることとされ、その範囲が拡大されました。

5. 受贈者である後継者の拡大

特例後継者は、会社の代表権を持つなど一定の要件を満たす者であれば、最大3人まで認められることになりました。これにより後継者は必ずしも1人に限ることなく、さまざまな経営形態に対応できることになりました。



6. 相続時精算課税制度の対象の拡大

相続時精算課税制度の適用対象に、「贈与者の推定相続人以外の者である20歳以上の特例後継者」が追加されました。相続時精算課税制度と特例事業承継制度を併用することにより、納税猶予が打ち切られた場合のリスクが大幅に軽減されるケースがあります。今回の拡大で第三者承継の場合でも、相続時精算課税が適用できるようになりました。

■ 相続時精算課税制度とは

納税者の選択により、次の仕組みによる贈与税制度を適用できます。

$$(\text{贈与財産の価額} - 2,500\text{万円}) \times 20\% = \text{贈与税額}$$

贈与者： 60歳以上の者

受贈者： 20歳以上の推定相続人及び孫

年齢は贈与の年の1月1日現在で判定します。

また、贈与者がお亡くなりになった場合には、贈与財産は相続財産としてあらためて相続税が課税されます。この場合に、事前に納付した相続時精算課税の贈与税は相続税から控除され、納め過ぎの場合には、還付されることになります。

7. 特例承継計画の提出

この納税猶予の特例の適用を受けるためには、2023年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出し、都道府県知事の「確認」を受け、原則として贈与等があった後に贈与税等の申告期限までに「認定」を受ける必要があります。

この計画の提出については、期限が定められていますが、特例計画の確認を受けた会社が結果として納税猶予を選択しなくてもペナルティーはありません。この特例を受けるかどうか悩まれている場合には、あらかじめ期限までに特例承継計画を提出し、「確認」を受けておくことも検討しましょう。



📖 特例事業承継税制の注意点

納税猶予の特例制度には、その適用について事前に準備しておかなければならないものや、本来適用できないケースでも例外としてその適用が認められる場合があります。

1. 必要な贈与株式数

特例を受けるためには、その贈与を行うときに必要とされる株式数があります。この株式数を下回ると特例の適用が受けられなくなるため注意が必要です。この株式数は、後継者が1人の場合と2人あるいは3人の場合で異なります。

■ 贈与で必要とされる株式数

① 受贈者が1人の場合

次の区分に応じた株式数の贈与が必要です。

区分	贈与が必要とされる株式数
$A \geq B \times 2/3 - C$	$B \times 2/3 - C$ 以上の株式数の贈与
$A < B \times 2/3 - C$	A に相当する株式数全ての贈与

A: 贈与直前の贈与者所有の特例贈与会社の株式等の数

B: 贈与直前の特例贈与会社の発行済株式等の総数

C: 贈与直前の受贈者所有の特例贈与会社の株式等の数

② 受贈者が2人又は3人の場合

次のイ・ロの要件の全てを満たす株式数の贈与が必要です。

イ	$D \geq B \times 1/10$
ロ	$D > E$

D: 贈与後の受贈者所有の特例贈与会社の株式等の数

E: 贈与後の贈与者所有の特例贈与会社の株式等の数

2. 特例後継者となるためには

贈与税の特例については、贈与を受ける後継者が、贈与日に20歳以上であることのほか、贈与時に、会社の代表権を有していることや贈与日までに引き続き3年以上その会社の役員その他の地位を有していることなど、事前の準備が必要な要件もあります。

また相続税の特例においても、特例を受ける相続人は、相続開始の日の翌日から5月を経過する日において、特例会社の代表権を有していることや、その個人が、相続開始の直前において特例会社の役員であること（被相続人が60歳未満の場合は除く。）などの要件もあるため注意が必要です。

3. 特例贈与者

この特例の適用の対象となる贈与者については、一定の株式数を持ち、特例贈与会社の代表権を有していたことなどの要件を満たす者が、最初に贈与者となる必要があります。

したがって、既に代表者であった父が亡くなっていて、息子が後継者になっており、株式を持っている母親が過去に代表者になっていなかった場合には、母からの株式の移転について特例の適用はできません。

■ 一定の株式数

本人と特別関係者で総議決権の過半数を持っており、その同族関係者（特例受贈者を除く。）のうちで筆頭株主であること。

4. 特例認定贈与承継会社

この特例の適用を受けることができる中小企業は、特例適用の贈与時において、常時使用従業員の数が1人以上であることや資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないことなど一定の要件をすべて満たす必要があります。

■ 資産保有型会社・資産運用型会社であっても次の要件のすべてを満たす場合には、特例の適用対象とすることができます。

- ① 贈与日まで引き続き3年以上、商品の販売・資産の貸付（特別関係者への貸付を除く。）又は役務の提供で継続して対価を得て行われるものを行っていること。
 - ② 贈与時において、資産保有型会社等の親族外従業員が、5人以上であること。
 - ③ 贈与時において、資産保有型会社等が、親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し、又は賃借していること。
- 資産保有型会社：現預金、有価証券、自ら使用していない不動産等の特定資産の保有割合が総額の70%以上の会社
資産運用型会社：特定資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社

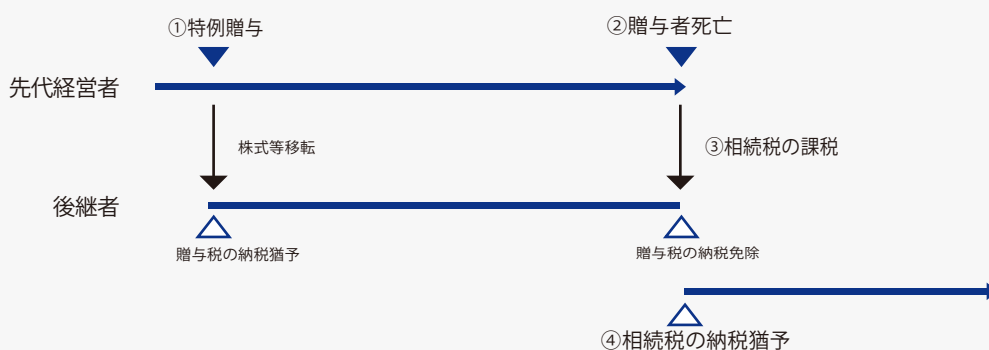
5. 特例適用の期限

特例制度は、2018年1月1日から2027年12月31日までの贈与や相続について適用することができます。贈与によりこの制度を受けた場合に、その特例贈与者が死亡した場合には、贈与税は免除され、相続税の課税が行われることとなります。

この場合には、たとえ適用期限の2027年12月31日以後の相続であっても例外的に相続税の課税について特例制度の適用が認められます。

■ 特例適用の例

- ①最初に後継者が特例贈与を受け、
- ②その後特例贈与者の先代が死亡し、
- ③特例贈与について相続税課税が行われ、
- ④その相続について相続税の納税猶予の特例を受ける場合には、以下のような流れになります。



執筆—税理士法人江本&パートナーズ <http://www.emoto-partners.jp>

相談はこちら

名称 : プレミアサロンうらわ

電話番号: 048-886-8011

所在地 : さいたま市浦和区高砂一丁目16番12号 アトレ浦和 West Area 4階

取扱業務: 相続・遺言信託・事業承継・資産活用などの各種ご相談

営業時間: 年中無休※ 平日11:00~21:00、土日・祝日11:00~19:00

※年末年始、アトレ浦和の休業日は除きます

完全予約制(下記予約ページからご予約いただけます)

<https://premier.resv.jp/reserve/calendar.php>

※プレミアサロン(リンク)では相続に役立つ情報を配信しています

<https://www.saitamaresona.co.jp/premiersalon/index.html>

※当電子書籍は掲載日時時点の税制・関係法令などに基づき記載して制作したものです。

今後税務の取り扱いなどが 変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。